

○財務省告示第三百九十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十二年十一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第五回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。額面金額で三百十七億八千五百四十五万円
四	発行額	額面金額で三百十七億八千五百四十五万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十二年十一月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・一二パーセント
十	初期利子	平成二十三年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは



、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.12}{100}$$

$$\times \frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$$

(二) 平成二十四年五月十五日以後の場合

$$\text{償面金額} + \text{償面利子に當する金額} - \text{利子に當する金額} \times \frac{80}{100} \times 2$$

十七  
中途換金の  
特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したとき、居住する市町村（特別区を含む）、居住する市町村（特別区を含む）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とす。の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第

百十八号)による救助の行われ  
 る災害が発生し、当該災害にか  
 かったときには当該個人向け国  
 債を有する者が、平成二十三年  
 十一月十五日前であっても、当  
 該個人向け国債の中途換金を請  
 求することができないものとし、  
 その買取金額は、次の区分に応  
 じ、それぞれの算式により算出  
 した金額とする。

(一) 平成二十三年五月十五日か  
 ら平成二十三年十一月十五日  
 前までの間の場合

$$\begin{aligned} & \text{債面金額} + \text{経過利子に相当する金} \\ & \text{の金額} - (\text{利子に相当する金} \\ & \text{の金額} \times \frac{80}{100} + \text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - \text{受入経過利子に相当} \\ & \text{する金額}) \end{aligned}$$

(二) 平成二十三年五月十五日前  
 の場合

$$\begin{aligned} & \text{債面金額} + \text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - (\text{経過利子に相当する} \\ & \text{の金額} - \text{受入経過利子に相当} \\ & \text{する金額}) \end{aligned}$$

十八 元利金支

払場所

日本銀行